

IV 予 算

1 17年度年度計画届出の経緯

独立行政法人通則法に基づき、17年度に係る機構の年度計画を、平成17年3月31日付けで農林水産大臣に届け出た。

その後、野菜勘定において野菜価格の低迷に伴う指定野菜価格安定対策事業費の支出増が見込まれたこと、また、生糸勘定において繭の生産の見込数量の増加に伴う蚕糸業経営安定対策事業費の支出増が見込まれたことから、17年度に係る機構の年度計画の変更を、平成17年12月8日付けで農林水産大臣に届け出た。

さらに、野菜勘定において野菜価格の低迷に伴う特定野菜供給産地育成価格差補給事業費の支出増が見込まれたことから、平成18年2月16日付けで年度計画の変更を農林水産大臣に届け出た。(最終的な17年度に係る機構の年度計画は「3 平成17年度の業務運営に関する計画(平成17年度)」を参照)

2 事業内容及び予算の概要

平成17事業年度の業務運営の前提となった事業内容及び予算の概要は、次のとおりである。

- ① 畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行う。
 - ア 指定乳製品及び指定食肉(輸入に係る指定食肉を除く。)の買入れ、交換及び売渡し
 - イ アの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管
 - ウ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第6条第2項、第3項又は第4項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費の補助
- ② 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業に係る経費の補助及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- ③ 旧農畜産業振興事業団法により行われる出資に係る株式又は持分の管理及び処分に関する業務を行う。
- ④ 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)の規定により次の業務を行う。
 - ア 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付
 - イ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付
 - ウ 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人が行う業務でア又はイの業務に準ずるものに係る経費の補助
- ⑤ 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものに係る経費を補助する業務を行う。
- ⑥ 砂糖の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)の規定により次の業務を行う。
 - ア 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し

- イ 異性化糖等の買入れ及び売戻し
- ウ 国内産糖についての交付金の交付
- ⑦ 砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- ⑧ 生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和 26 年法律第 310 号）の規定による生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行う。
 - ア 生糸の輸入、輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し
 - イ アの業務に伴う生糸の保管
- ⑨ 繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- ⑩ 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する。
- ⑪ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）の規定により次の業務を行う。
 - ア 加工原料乳についての生産者補給交付金の交付
 - イ 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」という。）の輸入
 - ウ イの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し
 - エ ウの業務に伴う指定乳製品等の保管
 - オ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- ⑫ 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 6 3 年法律第 9 8 号）の規定により次の業務を行う。
 - ア 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付
 - イ 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付
- ⑬ 旧農畜産業振興事業団が締結した債務保証契約に係る乳業者等に対する債務の保証に関する業務を行う。
- ⑭ ①～⑬の業務に附帯する業務を行う。

3 平成 17 年度の業務運営に関する計画（平成 17 年度計画）

○独立行政法人農畜産業振興機構平成 17 年度計画

第 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 事業費の削減・効率化

事業費については、抑制目標（中期目標期間中に、平成 14 年度（BSE 関連の補助事業を除く。）の 9 割以下の水準に抑制）を達成するため、補助事業の効率化等を行う。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

2 業務運営の効率化による経費の抑制

一般管理費（退職手当を除く。）について業務運営の効率化による経費の抑制目標

(中期目標期間中に平成14年度比で13%抑制)を達成するため、平成15年度に策定した効率化推進方針に基づき、業務運営の効率化に努め、平成14年度比で7%抑制する。

3 業務執行の改善

(1) 業務全体の点検・評価

- ① 業務の進行状況を四半期毎に点検・分析し、業務運営の的確な進行管理を図る。
- ② 各四半期終了後を目途に、業務の進行状況についての自己評価を行う。また、年度計画終了後の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による業務の点検・評価を実施できるよう進行管理を的確に行う。
- ③ 16年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。
- ④ 第三者機関による16年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。

(2) 補助事業の審査・評価

- ① 17年度事業について、事業年度終了後速やかに自己評価及び第三者機関による審査・評価を実施できるよう進行管理を的確に行う。
- ② 16年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、15年度に設置した第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

(3) 内部監査体制の充実・強化

平成17年度の内部監査年度計画に基づく対象業務について、平成15年度に作成した内部監査マニュアルに基づき、内部監査を実施する。

(4) 16年度までの検討を基に、会計事務処理の統一化、会計システムと業務システムとの連携及び金融機関とのファームバンキング化を含む新たな会計システムを整備し、稼動を開始する。

4 業務運営能力等の向上

(1) 職員の事務処理能力の向上を図るため、15年度に策定した「業務運営能力開発向上基本計画」に基づき、同計画に即して研修等を実施する。

- ① 機構の適正な業務運営の確保に必要な中堅若手職員の意識改革を進めるための研修を行うとともに、生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修を合計3回行う。
- ② 流通・小売段階での研修を行うとともに、消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するための広報専門家による講習会やインストラクターによる研修を合計4回行う。
- ③ オン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を円滑に行うための研修を合計4回行うとともに、自己研鑽をしやすい環境を整備する。
- ④ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修を合計3回行う。

(2) 国民の信頼を確保し、役職員の倫理、規範意識の啓発を図るため、以下の措置を講じる。

- ① 役職員に対する行動憲章の浸透、規範意識の維持・確保に向けた取組みとして、規範意識研修会を開催する。

- ② 機構の業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、有識者による講演会、有識者との意見交換会等（改革フォーラム）を17年度中に4回以上開催する。
 - ③ トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図るため、役員・職員間、部門間の意思疎通を推進するとともに、職員から業務改善策の提案を募る。
- 5 機能的で柔軟な組織体制の整備
- 社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、以下の措置を講じる。
- (1) プロジェクトチーム（PT）の設置・活用等業務の質及び量に応じて効率的・機動的に実施する。
 - (2) 機動的で柔軟な組織体制を整備するため、職員の部門間の交流を図るとともに、緊急事態が発生した場合は、機動的に人員配置を見直す。
 - (3) 効率的な業務運営及び機動的な組織運営を確保するため、幹部会等を開催する。
- 6 補助事業の効率化等
- (1) 平成16年度に開発した評価手法について導入を図るとともに、コスト分析の充実等を行う。
 - (2) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。
 - ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。
 - ② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。
 - ③ 15年度に構築した進行管理システムに基づき進行管理を的確に行う。
 - ④ 事業の透明性の確保を図るため、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表する。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表する。
 - ⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。
 - (3) 施設整備事業については、以下の措置を講じる。
 - ① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。
 - ② 評価分析手法が開発されている事業については、効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。
 - ③ 食肉流通合理化総合対策事業等で設置する施設等（事業費5千万円未満のものは除く。）については、必要に応じて現地調査を行う。
 - ④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。
また、設置後3年を経過した施設については、事後評価を実施する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するた

めとるべき措置

1 畜産関係業務

(1) 指定食肉の売買

指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から 30 業務日以内に業務を実施するために、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握する。

(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から 14 業務日以内に調整保管を開始するために、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握する。

(3) 畜産に係る補助

畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的・弾力的に実施する。

① 学校給食用牛乳供給事業

ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を向上させるため、事業実施主体を通じて児童及び生徒等に対して、牛乳に関する副読本の配布等の普及啓発等を推進する。

同法に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を 90%以上とする。

イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、国等の行う事業・施策と相まって、H A C C P 承認工場の割合を中期目標の期間の終了時まで 50%以上に引き上げることを目標に、事業実施主体による品質管理技術、衛生管理基準等に関する研修会の開催、相談員による指導等を行う。

② 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業

ア 乳業の国際競争力を強化し、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備を図るため、衛生的・効率的乳業施設の整備計画を採択する。

イ 食肉処理施設の整備等については、B S E 問題から派生したせき柱・汚泥の処理等衛生・環境関連の施設整備計画を優先的に採択する。

ウ 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、イベントの開催等により栄養的価値等の P R、正しい知識の普及啓発を行うとともに、各地で開催されるミートフェア等の催事等において消費者等を対象に畜産物に係る知識等の普及度を測定する基準とするためのアンケート調査を行う。

③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業

ア 肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補てん金を迅速・的確に交付するため、補てん金の交付状況に応じて所要の基金造成を適切に行う。

イ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）の管理基準について、簡易な措置により対応した農家等に対して、本事業により機械施設を整備するための所要額を早期に把握して基金造成を適切に行うとともに、民間団体等による指導の推進を図る。

ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、土壌の分析・改良

等による草地の改善、飼料利用の拡大のためのコンクール等を実施することにより、環境との調和を図った生産性の高い草地への転換を推進する。

エ ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、堆肥散布作業、耕起等作業等の各作業毎に補助を行うとともに、ヘルパー制度の利用拡大を推進するための研修制度の充実、優良事業経営発表会での表彰等を行う。

オ 15年度に発足した家畜衛生新互助制度について、事業実施主体の実施するブロック会議に積極的に参加し、制度の普及に努める。

カ 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行うとともに、生産者、県団体等に対する現地指導を行う。

④ 肉用牛の生産の合理化のための事業

肉用牛の生産基盤の安定を図るため、肉用牛の改良増殖を強化するための情報の収集・提供、分娩間隔・肥育期間の短縮等の生産性向上のための実証調査等を補助するとともに畜産新技術の実用化への支援等を行う。

⑤ その他畜産の振興に資するための事業

ア 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うためのシンポジウムの開催等を行うとともに、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）の施行に対応して、牛肉のトレーサビリティ・システムの確立のため、規制対象外食事業者等に情報伝達機器類等のリース事業の普及啓発を行う。

イ 既の実施している大家畜経営改善償還推進資金等の円滑な償還を推進するため、生産者等、県団体等に対する現地指導を行うとともに、BSE発生農家等への支援を行う。

ウ 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地指導を行う。

エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を速やかに行う。

(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付

① 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付するため、指定生乳生産者団体に対する円滑な事務処理体制についての指導等を行う。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

② ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表するため、都道府県及び指定生乳生産者団体との連携を行う。

(5) 指定乳製品等の輸入・売買

① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に指定乳製品等の輸入及び売渡しを行うため、以下のとおり輸入業務関係者に対する指導強化等を行う。

ア 輸入業務の委託先となる指定商社に対し、迅速な輸入手続き等に係る説明・指導を行う。

イ 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に係る説明・指導を行う。

② 国家貿易機関として、平成 17 年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当とする。

③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

④ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績を翌月の 20 日までに公表する。

(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

① 交付業務の迅速化

指定協会からの交付申請を受理した日から 28 業務日以内に生産者補給交付金等を交付するため、必要に応じて会議を開催し、早期の交付申請等について指定協会に対する指導を行う。

また、個体登録申込等手続きの円滑化を図るため、平成 15 年度に開発した国の家畜個体識別システムとの連携システムを対応可能な指定協会に導入する。

② 交付状況に係る情報の公表

ア ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から 10 業務日以内に公表するとともに、指定協会を対象とした事務処理の適正実施のための会議を開催する。

イ 肉用子牛生産の安定に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書（葉書）の活用を行う。

2 野菜関係業務

(1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 12 業務日以内に交付する。

また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。

併せて、登録出荷団体の要望に応じて交付に係る関連情報等の電子媒体による送信が可能となるよう検討する。

(2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 40 業務日以内に交付する。

また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。

併せて、制度の運用改善を行うとともに、研修等を通じて、その普及を図る。

(3) 菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量については、登録出荷団体等からの申込期限到来後速やかに（指定野菜価格安定対策事業にあつては、4月、6月、7月及び9月。契約指定野菜安定供給事業にあつては、4月から7月まで及び9月から翌年1月までの毎月。）、交付実績については、毎月、

ホームページ及び広報誌により公表する。

3 砂糖関係業務

(1) 砂糖の価格調整

- ① 国内産糖交付金については、国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。
- ② ホームページ等において、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の 20 日までに公表する。

(2) 砂糖に係る補助

砂糖に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。

① 砂糖の生産・流通の合理化のための事業

国内産糖企業・精製糖企業における製造コストの低減等を促進するため、以下の措置を講じる。

ア てん菜糖企業

(ア) 中間受入場の集約等の原料集荷に係る輸送コスト及び受入作業コストの縮減に資する設備の整備・導入等について支援する。

(イ) てん菜糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等について支援する。

(ウ) 製糖工程で大量に発生し、その多くが産業廃棄物として処理されているライムケーキ及び余剰汚泥等の減量化・再資源化に資する農業機械等の導入について支援する。

(エ) てん菜糖工場は、大量の燃料・電気を使用しているため、その省エネルギー化に資する設備の整備・導入等について支援する。

イ 甘しや糖企業

(ア) 甘しや糖の製造経費の縮減に資する設備の整備・導入等について支援する。

(イ) 甘しや糖工場は、大量の燃料・電気を使用しているため、その省エネルギー化に資する設備の整備・導入等について支援する。

ウ 精製糖企業については、砂糖の製造・販売・流通等のより一層のコスト低減・合理化の促進等について支援する。

② 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業

てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、以下の措置を講じる。

ア てん菜

(ア) 育苗費、ハウス経費及び労働力の削減を図るため、直播栽培の普及割合が大きい北海道南部の集荷区域を中心として、現地説明会を開催すること等により、直播栽培の促進に資する農業機械の導入等について支援する。

(イ) 直播栽培の生産の安定化を図るため、現地説明会を開催すること等により、湿害対策に資する簡易な作業機械の導入等について支援する。

(ウ) 海外から導入した耐病性遺伝資源の増殖及び早期育成の促進を図るとともに、播種作業等の省力化のための農業機械等の開発について支援する。

(エ) 農家貯蔵の延長を促進し、工場の貯蔵量の減少、受入集中期のピークの平準化、工場貯蔵のロスの減少及び登熟した原料の集荷等を図るため、品質管

理の徹底に資する費用について助成する。

イ さとうきび

(ア) さとうきびの生産拡大を図るため、現地説明会を開催すること等により、規模拡大志向者等への農地集積の支援及び規模拡大に対応した機械化一貫体系の確立に資するための農業機械の導入等について支援する。

(イ) さとうきびの生産コスト削減を図るため、現地説明会を開催すること等により、収穫機械等の整備・導入等を行うとともに、施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及について支援する。

(ウ) さとうきびの単収・品質の向上を図るため、現地説明会を開催すること等により、病虫害の防除及び優良種苗の供給等について支援する。

③ 砂糖に対する理解の促進のための事業

消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する正しい情報の提供を図るため、以下の措置について支援する。

ア 新聞雑誌等の媒体を活用した情報の提供を行うとともに、オピニオンリーダーの育成等による砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行う。

イ 消費者を対象に「砂糖の効用」及び「砂糖の誤解」等をテーマとしたシンポジウム等を全国の主要都市において、2回以上開催する。

ウ 消費者等を対象に砂糖の効用等に対する理解度を測定するためのアンケート調査を行う。

4 蚕糸関係業務

(1) 生糸の輸入調整

① 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結するため、市場価格の動向と需給状況を日々把握する。

② ホームページ等において、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

(2) 蚕糸に係る補助

蚕糸に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。

繭糸の生産・流通の合理化のための事業

高品質繭の生産誘導を図るため、平成17年産の繭代について、繭の品質（解じょ率・選除繭歩合）に応じた補給金を全国の養蚕農家に交付する。

また、群馬、福島県等の養蚕文化継承地域における養蚕作業の省力化・効率化を図るため、養蚕農家へ1～3令まで共同飼育した稚蚕の配蚕について支援する。

5 情報収集提供業務

(1) 情報検討委員会の設置と積極的な情報の収集・提供

① 農畜産業の動向及び関係者、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た分野別の情報検討委員会を年1回開催し、17年度の情報収集提供業務の実施状況及び18年度の計画等について検討する。

② 農畜産業経営の安定、食品のリスクコミュニケーションの充実に資する観点か

ら、アWTO交渉及びFTA交渉の進展に即した海外駐在事務所等を活用した畜産、野菜、砂糖及び蚕糸についての海外情報、イ新たな基本計画の実施状況、ウ食品安全委員会の議論の動向等も踏まえた食品安全に係る情報、エ食育等、農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を提供する。

(2) 情報精度、利便性の向上

情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、以下の措置を講じる。

- ① 畜産物の需給関連数値情報、砂糖類の流通調査、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査及び絹織物、絹製品等の流通調査の実施に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、情報検討委員会において、17年度の実施状況及び18年度の計画について検討する。
- ② 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生糸の生産に貢献する国内の調査、生産・流通・消費の動向及びこれらに関する学術的調査、海外における先進的な取り組み事例に関する情報収集に当たっては、専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集を行う。

また、情報検討委員会において、専門家を活用した調査等の17年度の実施状況及び18年度の計画について検討する。

(3) 情報提供の効果測定等

- ① 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するためのアンケート調査を実施する。

また、情報検討委員会におけるアンケート調査結果等の議論を踏まえ、紙面については編集会議で検討し、必要なものについて改善を行う。

(ホームページについては、(6)を参照)

- ② (1)、(2)、(4)及び(5)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で3.7以上となるようにする。

(4) 情報の迅速かつ機動的な提供

情報の提供は、進行管理システムに基づき迅速に行うこととし、情報の種類に応じ以下に掲げる期間内に公表を行う。

また、国から事業・施策の推進に必要な緊急の問い合わせや調査依頼があった場合は、機動的に情報提供を行うとともに、必要に応じ組織体制を検討する。

ア 畜産関係

a 需給関連数値情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

(a) 週報：情報収集の翌週

(b) 月報：情報収集の翌月

(c) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内調査等

国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

c 海外の主要国の畜産関係政策変更等

海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内。

イ 野菜関係

a 需給関連数値情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

- (a) 月報：情報収集の翌月
- (b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週
- (c) 卸売市場の市況情報（日別・旬別）：情報の収集日の翌日
- (d) 気象情報：情報収集の翌日
- (e) 貿易情報：情報収集の翌日
- (f) 消費情報：情報収集の翌日

b 国内・海外調査等

国内、海外調査等：情報収集の翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内

ウ 砂糖関係

a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

- (a) 月報：情報収集の翌月
- (b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内調査等

国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

c 海外調査等

海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内。

エ 蚕糸関係

a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

- (a) 月報：情報収集の翌月
- (b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内・海外調査等

国内・海外調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

(5) 消費者への情報提供

消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。

- ① 16年度のアンケート調査結果を踏まえ、関心度の強い項目について消費者ニーズの把握に努める。
- ② 食品のリスクコミュニケーション、食育、牛肉等のトレーサビリティ、食品の健康に果たす役割、食品表示、バイオテクノロジー、環境問題、食の安全・安心等消費者の関心の高い情報について、消費者・有識者等の参加を得た各分野の情報検討委員会を活用して、消費者の情報ニーズや分かりやすさの向上方策等について検討を行う。
- ③ ホームページの「消費者コーナー」の充実を図る。
- ④ メディアと関係者の意見交換会、消費者代表と関係者の意見交換会（4回以上）を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。
- ⑤ 消費者等を対象に、食と農をめぐる諸課題、食育、食の安全・安心等をテーマとしたフォーラムの開催を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。

⑥ フォーラムや消費者代表と関係者の意見交換会等の結果をホームページに掲載し、ホームページのご意見・ご要望コーナーの活用を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。

⑦ 関係機関が開催する農産物フェア等に機構も参加し、一般消費者に直接食育情報等を提供する。

また、展示用パネル等は貸し出しすることで、関係機関の普及啓発活動を支援する。

(6) ホームページの活用等

① ホームページの17年度のアクセス件数が、140万件以上となるようにする。

② 上記の目的を達成するため、以下の措置を講じる。

ア 15年度に導入したホームページの活用状況を把握するシステムを活用し、ホームページの活用状況の集計・分析を行い、ホームページ活用の向上に反映させる。

イ 業務紹介等広報の質の向上を図るため、ホームページ、業務紹介のパンフレットについてアンケート調査を実施するとともに、情報検討委員会等を活用して、これらについての意見を聴取する。

ウ 16年度アンケート調査結果及び情報検討委員会の意見等を基に広報推進委員会で検討し、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。

エ 広報推進委員会を開催し、機構業務の紹介、消費者の要望する情報（特に、「消費者コーナー」）について、月2回以上ホームページの掲載情報の更新を確実に行う。

(7) 照会事項に対する対応等

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、15年度に作成したマニュアルに基づき、原則として翌業務日以内に対応する。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成17年度予算

(1) 総計

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	2,356
国庫補助金	9,432
その他の政府交付金	132,409
業務収入	84,464
負担金	3,687
納付金	3,687
資金より受入	25,293
借入金	75,438
諸収入	7,427
計	344,194
支出	
業務経費	266,994
借入金償還	65,849
人件費	2,966
一般管理費	791
その他支出	768
計	337,367

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	649
その他の政府交付金	100,391
畜産業振興資金より受入	15,583
諸収入	7,260
計	123,884
支出	
業務経費	90,632
畜産振興事業費	90,181
情報収集提供事業費	397
その他業務経費	54
肉用子牛勘定へ繰入	16,595
人件費	829
一般管理費	198
計	108,253

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金	9,432
野菜事業負担金	3,687
野菜事業納付金	3,687
諸収入	1,516
計	18,321
支出	
業務経費	26,332
指定野菜価格安定対策事業費	23,180
契約指定野菜安定供給事業費	450
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費	1,538
契約特定野菜等安定供給促進事業費	54
重要野菜等緊急需給調整事業費	404
野菜構造改革促進特別対策事業費	562
野菜流通消費合理化推進事業費等	145
指定野菜価格安定対策資金へ繰入	406
人件費	637
一般管理費	182
その他支出	232
計	27,789

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1,402
その他の政府交付金	10,626
業務収入	72,978
砂糖生産振興資金より受入	9,437
借入金	65,191
諸収入	256
計	159,890
支出	
業務経費	102,517
糖価調整事業費	92,864
砂糖生産振興等事業費	9,437
その他業務経費	216
借入金償還	54,091
人件費	967
一般管理費	263
計	157,838

(5) 生糸勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	105
その他の政府交付金	2,095
業務収入	342
蚕糸業振興資金より受入	273
借入金	10,247
諸収入	27
計	13,089
支出	
業務経費	1,215
生糸売買事業費	67
繭糸生産流通合理化等事業費	1,133
その他業務経費	15
借入金償還	11,758
人件費	83
一般管理費	45
計	13,101

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
その他の政府交付金	19,297
業務収入	11,144
諸収入	5
計	30,446
支出	
業務経費	29,746
加工原料乳補給金事業費	21,372
輸入乳製品売買事業費	8,374
畜産勘定へ繰入	1,643
人件費	256
一般管理費	58
その他支出	129
計	31,832

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	200
畜産勘定より受入	16,595
諸収入	3
計	16,798
支出	
業務経費	16,550
肉用子牛補給金等事業費	16,550
人件費	194
一般管理費	45
計	16,789

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
諸収入	3
計	3
支出	
業務経費	1
保証業務費	1
人件費	1
一般管理費	0
計	2

2 収支計画

平成 17 年度収支計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	278,210
経常費用	278,210
業務経費	266,956
資金繰入	7,344
人件費	2,966
一般管理費	780
その他支出	129
減価償却費	35
収益の部	270,756
経常収益	265,475
運営費交付金収益	2,328
補助金等収益	139,431
業務収入	84,464
資金戻入	35,493
資産見返補助金戻入	11
諸収入	3,747
特別利益	
前期損益修正益	5,280
純損失	△ 7,454

(注記) 勘定間の内部取引を除く。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	115,163
経常費用	115,163
業務経費	90,598
畜産振興事業費	90,181
情報収集提供事業費	396
その他業務経費	20
肉用子牛勘定へ繰入	16,595
畜産業振興資金繰入	6,937
人件費	829
一般管理費	191
減価償却費	12
収益の部	115,197
経常収益	109,916
運営費交付金収益	580
補助金等収益	107,358
諸収入	1,978
特別利益	5,280
前期損益修正益	5,280
純利益	34

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	27,566
経常費用	27,566
業務経費	26,328
野菜生産出荷安定等事業費	26,328
指定野菜価格安定対策資金へ繰入	406
人件費	637
一般管理費	182
減価償却費	13
収益の部	27,566
経常収益	27,566
補助金等収益	55
野菜事業資金受入	26,007
資産見返補助金戻入	5
諸収入	1,499
純利益	0

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	103,750
經常費用	103,750
業務経費	102,518
糖価調整事業費	92,865
砂糖生産振興等事業費	9,437
その他業務経費	216
人件費	967
一般管理費	256
減価償却費	9
収益の部	94,490
經常収益	94,490
運営費交付金収益	1,435
補助金等収益	10,626
業務収入	72,978
砂糖生産振興資金戻入	9,213
資産見返補助金戻入	6
諸収入	232
純損失	△ 9,260

(5) 生糸勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	1,343
經常費用	1,343
業務経費	1,215
生糸売買事業費	67
繭糸生産流通合理化等事業費	1,133
その他業務経費	15
人件費	83
一般管理費	44
収益の部	2,854
經常収益	2,854
運営費交付金収益	117
補助金等収益	2,095
業務収入	342
蚕糸業振興資金戻入	273
諸収入	26
純利益	1,511

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	30,189
経常費用	30,189
業務経費	29,746
加工原料乳補給金事業費	21,372
輸入乳製品売買事業費	8,374
人件費	256
一般管理費	58
その他支出	129
収益の部	30,446
経常収益	30,446
補助金等収益	19,297
業務収入	11,144
諸収入	5
純利益	256

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	16,792
経常費用	16,792
業務経費	16,550
肉用子牛補給金等事業費	16,550
人件費	194
一般管理費	48
収益の部	16,795
経常収益	16,795
運営費交付金収益	196
畜産勘定より受入	16,595
諸収入	3
純損失	3

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	2
経常費用	2
業務経費	1
保証業務費	1
人件費	1
一般管理費	0
収益の部	3
経常収益	3
諸収入	3
純損失	1

3 資金計画

平成 17 年度資金計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	1,023,849
業務活動による支出	275,021
投資活動による支出	675,477
財務活動による支出	65,857
次年度への繰越金	7,495
計	1,023,849
資金収入	1,023,849
業務活動による収入	241,645
投資活動による収入	140,214
財務活動による収入	634,545
前年度繰越金	7,445
計	1,023,849

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	669,688
業務活動による支出	112,561
投資活動による支出	554,806
財務活動による支出	1
次年度への繰越金	2,320
計	669,688
資金収入	669,688
業務活動による収入	108,291
投資活動による収入	559,107
前年度繰越金	2,291
計	669,688

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	39,910
業務活動による支出	27,366
投資活動による支出	9,300
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	3,243
計	39,910
資金収入	39,910
業務活動による収入	18,324
投資活動による収入	18,353
前年度繰越金	3,232
計	39,910

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	182,842
業務活動による支出	103,832
投資活動による支出	23,671
財務活動による支出	54,097
次年度への繰越金	1,242
計	182,842
資金収入	182,842
業務活動による収入	84,067
投資活動による収入	32,452
財務活動による収入	65,191
前年度繰越金	1,132
計	182,842

(5) 生糸勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	14,622
業務活動による支出	1,412
投資活動による支出	1,400
財務活動による支出	11,759
次年度への繰越金	52
計	14,622
資金収入	14,622
業務活動による収入	2,568
投資活動による収入	1,609
財務活動による収入	10,247
前年度繰越金	197
計	14,622

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	118,068
業務活動による支出	31,294
投資活動による支出	86,300
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	473
計	118,068
資金収入	118,068
業務活動による収入	29,829
投資活動による収入	87,800
前年度繰越金	438
計	118,068

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	17,098
業務活動による支出	16,974
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	124
計	17,098
資金収入	17,098
業務活動による収入	16,983
前年度繰越金	115
計	17,098

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	43
業務活動による支出	2
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	40
計	43
資金収入	43
業務活動による収入	3
前年度繰越金	39
計	43

第4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、900億円とする。
- 3 生糸売買事業において、短期借入金の借入をすることができる限度額は151億円とする。
- 4 生糸売買事業において、短期借入金を年度内に償還することができないうで、短期借入金の借換えをすることとなったときは、3にかかわらず当該借換えにかかる金額を限度として当該借入金の金額を増額することができる。

第5 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

予定なし

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

予定なし

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

（1）方針

業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、職員の部門間の交流等により、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。

（2）人事に関する指標

期末の常勤職員数を期初の99.1%とする。

（参考1）

期初の常勤職員 224人

期末の常勤職員の見込み 222人

（参考2）

人件費総額見込み 2,359百万円

（3）業務運営能力等の向上

① 職員の事務処理能力の向上を図るため、15年度に策定した「業務運営能力開発向上基本計画」に基づき、同計画に即して研修等を実施する。

② 機構の適正な業務運営の確保に必要な中堅若手職員の意識改革を進めるための研修を行うとともに、生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修を合計3回行う。

③ 流通・小売段階での研修を行うとともに、消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するための広報専門家による講習会やインストラクターによる研修を合計4回行う。

④ オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）等を通じ、専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を円滑に行うための研修を合計4回行うとともに、自己研

鑽をしやすい環境を整備する。

- ⑤ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修を合計3回行う。
- ⑥ 機構の業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、有識者による講演会、有識者との意見交換会等（改革フォーラム）を17年度中に4回以上開催する。